

件名につきましては、これを會議録に記載するよう、委員長において取り計らうことになつております。

なお、報告書については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(近藤信一君) これより北海道地下資源開発株式会社法案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○阿部竹松君 石井副総理にお尋ねいたしますが、時間が限られておるようでございますから、二、三点に限定してお尋ねいたします。

開発長官と申し上げるよりも、副総理という立場でお答へ願いたいと思ひます。点は、河野経企長官の考え方と、通商産業省のお考えと、今回出された北海道地下資源開発株式会社に対する開発庁の考え方と、一致しておらないような点があるわけですか。その理由は、河野経企長官が昨年北海道へ参りまして、札幌で記者団を大ぜい集めて発表されたことは、遊休鉱区の開発をしなければならぬ、こういうことを堂々と発表したわけでありませう。それが、その晩に、夕張に、兎玉著士夫さんとか北海道炭礦汽船株式会社の萩原吉太郎さんと一緒に参りまして、一泊の次の朝は、どういふことを言つたかといふと、これから遊休鉱区とか新しくやる鉱区に金を投じて、膨大な金がかかるばかりでコストが下らぬ、従つて、現在ある、既存のそれぞ

れ鉱業所に資本金を政府で投じてやつた方が、コストも下るし、増産も大いに進むであらうというよりなことで、一例を申し上げますと、坑内の採炭機、レッペ・ホールなど、一基で一億円もするものであります。そういうものに金を注ぐと、こういうよりな御意見でございます。その食い違ひの点を本委員会が始まる当初に河野経企長官を本委員会に出席を求めまして問いただしたところが、私の最初の発表した考え方が誤りであつて、これから新しい鉱区を採掘してやるというよりは容易なことではない、従つて既存の鉱区に、あるいはまた現在やつておる作業所に資金を投じてやるのが最上の道であるというよりな御答弁がございました。その次に、通産省では、副総理も御承知の通り、この種の作業をやるために、一億九千万円の予算を、本年度の予算に、大蔵省当局に要求したはずであります。しかし、通産省の努力が足らなかつたか、大蔵省の方で頑強に拒否したのかどうかわかりませんが、一億九千万円を投じて、この種の、今御提案になつておるような仕事をやろうと、内容は同じであります。この仕事をしようとするところで、今申し上げました数字の金額を要求したところが、一億五千万円ほどと切られてしまつた。その結果、御承知の通り四千万円というところで、本年度は北海道の白糖、及び九州の有明、それぞれ二千万円ずつ投じてやるのであります。その一億五千万円がここへきたかどうか私わかりませんが、れども、とにかく、今度は開発庁の方で二億円政府から出資してやる、こう

いふお話でございますから、私はこの種のお仕事もどうも経済企画庁のお考えと、通商産業省のお考えと、北海道開発庁のお考えが政府の一致した意見になつておらぬと、各個ばらばらにそれぞれの省がやつておられるというよりな御意見でございます。各個ばらばらに、それぞれな張り争ひといふと表現が悪くなるかもしれませぬけれども、どうもそういうよりな感じがいたしますので、副総理の統一した御見解を、将来どうするか、河野さんのおっしゃることが正しいのか、それとも通商産業省の考へておることが正しいのか、それとも北海道開発庁の御意見が正しいのか、どこへ持つていかんとするのかが、副総理というお立場で御答弁願いたいと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 河野長官がいろいろ話をしたことを聞いておりますが、最後の考へは、既存の事業に力を入れた方が手つとり早いということを河野長官は言つておつたようでございます。それはまことにその通りだと思ひますが、それだからといつて、新しい仕事を、これから政府としては何もやらぬのだ、地下資源の開発はもう新規の方向に進まぬといふ方向を持つておるわけじゃないのでございまして、政府といたしましては、既存の鉱業施設の是正をしていくといふこと、これはもちろん一番大事なことと、これはもう同時に、新規鉱区の開発もやつていくのだ、両々相待つて、そして地下資源の開発といふことを期していくという方針は、これは政府全体として考へておるということを御了承願いたいと思ひます。その形として現われますものが、一部分々々だけ出て参りますと、いかにわづらひがくようなお感じを持たれるかわかりませんが、心持はそういうことでやつていきたいし、今度の会社におきまして、既設の鉱業施設の方との話し合ひでやつていくものもありませんし、新規な方向に、鉱区の開発もやつていくという、両方できるだけ、まあ資力、機械力の力のある範囲において両方やつていきたい、こういうふうに思つております。御了承願います。

○阿部竹松君 ただいまの御答弁で、河野経企長官と開発庁の御見解はわかりましたが、第二点目の一億九千万円要求しました通商産業省の、この種の仕事、内容は違ひますけれども、究極の目的は同じであります。それで四千万円だけ残つて、一億五千万円切られ、そしてあなたの方へついたので、ね。しかしお仕事の方は、開発庁の方がしつとらうとございまして、昨日も副総理欠席のときに、いろいろお伺ひしてみましたところが、一切がつさず、通商産業省の、やはり協力を得なければならぬ、こういうお話がございまして、たから、私は、そういうことであれば、同じ政府の部内でございますから、当然副総理が、やはりその通商産業省でやれといふことにならなければならぬはずだと思ひますが、切られた一億五千万円が、どうもこちらへ回つてきて、さむらいの商法をやるよりな感じがするわけですか。ですから、第二点目についての御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(石井光次郎君) 通産省の方で要求したしておりましたものを、使ひ方によつて問題が起きてくると思ひます。開発会社の出資という問題とは、これは直接には関係はないのでございませう。通産省で一億九千万円でございます。その仕事をやつていくというよりなものは、今回は、この二カ所だけのものをまずやるということになりまして、それとわれわれの方は、今どこも特定の場所はきめてないのでございませう。北海道の開発——昨日も申し上げました、第二次五カ年計画の方針に従ひまして、この地下資源の開発に、どうしてもこういうよりな会社をまず作つて、そして一歩前進したいという心持で、この会社をこしらへたのでございまして、同じく地下資源の開発は、特定の場所、まずこゝらへ力を入れる、それからその先は、また次の段階にするというので、将来とも、これきりで、これにはお金を出さないといふことではないのでございませう。その関係は、お互ひの間に、私の北海道開発庁と通産省の間には、これを引いてこちらを増すといふことの話し合ひは、これはしてありませんけれども、独立のものとして、これと白糖とか有明の問題とは独立に、北海道の地下資源とこの開発には、どうしても通産省といふものが力を入れていただくといふことには話し合ひができておりました、これが一体となつて、この仕事を進めていきたい、こういうよりな考へております。

○阿部竹松君 長官の昨日からの御答弁で、北海道に政府資金を投じて開発しなければならぬといふことは、よく了解できます。ただしかしながら、金の使ひ方によつて問題が起きてくると思ひます。

る。やはりしろろとがやると、いかに目的がらっぱであつても、失敗するこ
とが多いという事は、昨日も若干長
官にお話し申し上げましたが、北大の
中谷博士から、八百億の金をただ使っ
てしまったじゃないかという事を言
われる状態になるわけです。それはそ
れといたしまして、次に、昨日お伺い
しましたところが、大休人件費が、一
カ年に五千五百万円もかかると、こ
ういふお話でございました。わずか二億
とか三億の会社が、五千五百万円も、
六千万円近い金を人件費に使うとい
うことになる、これは大問題であらう
かと思つておられます。それにまた理事と
かそういう方が、ほかに比例して多過
ぐる。昨日の御説明では、単なるボー
リング会社であるというにもかかわら
ず、膨大な役員の数であるというよう
に判断するわけです。しかし、法律で
きめてございまして、これだけ直ち
に充当しなければならぬというわけの
ものでもないでしようが、その点を、
長官はいかにお考えになるか、御答弁
願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) 人件費の
問題は、衆議院においてもいろいろ心
配して御質問いただいたのでございま
すが、初めからぜひ要するといふ教と、そ
れから仕事の進展に従ひまして要する
人員といふものが、おのずからあるわけ
でございまして、初めの間は、仕事の方
が、スタートが機械の買入れとかそ
の他の問題で、仕事にかかるとはおよ
くなく、しかし人の方は先に採用し
なくちゃならぬといふ人が相当あるわ
けでございまして、これらの関係が
ら見ますと、初め一年、二年の間とい
うものは、人件費の方が非常に強く経

理の上に出て参ります。そのための赤
字といふものも出てくると思つてあ
ります。数年後におきまして、これが
仕事の量とにらみ合せまして、予定
いたしておきますところによりまし
と、これで経営は成り立つといふ見込
みを立てておられるわけでございます。詳
細につきましては、後ほど政府委員か
ら申し上げます。

それから重役の数が非常に多くはな
いかといふことでございまして、私の
今考えておられますのは、實際この仕
事に当るものの重役は、社長が全体を
見る、それに技術方面を担当する重
役、それから事業経理の面に携わりま
する重役といふ大休現業的なものに
つと当るものは、三名くらいでやっ
てもらつたらどうだろうか、あとは社
外、ほかの方からの出資者の関係の重
役によつて、大綱についての相談にあ
ずかるというふうなことにいたしてい
きたい、こういうふうにご考へてい
けでございまして。

○阿部竹松君 そうしますと、副総理
の御答弁ですと、社長とあとま理事
といふか、取締役といふのがこれに書
いてありますが、重役と称するものが
三名と、こういうことになるわけでご
ざいますね。あとは全然役員じゃな
い……。

○国務大臣(石井光次郎君) 役員では
ございまして。取締役ではあつても、ほ
かの仕事をしていられる人で、重役会議だ
け出る、いわゆる現業重役ではない、
こういうことでございまして。

○相馬助治君 関連してお尋ねしま
す、この法律では取締役が七人以内、
監査役については二人以内、こういう
ことですから、もちろん最初から七
人、二人を充足するのではないとい
うことはわかりませんが、ただこの法律の
数字から受ける感じはきわめておかし
い。いわゆる重役陣が大休人数におい
ても多過ぎるのじゃないか、この通り
に充足されれば九人になる、こういう
ふうな疑問を持つわけなんです。この
副総理の御説明によれば、最初は三名
程度で、他は兼務のもの、もつと平た
く言へば、出張手当程度のものをやれ
ば済むものを当てる、こういうふう
に了解するのですが、この初年度のそ
ういふ明確な計画ができていられるか
か、それから具体的に他の民間等から
入れるというふうなことにいつのめ
ど等がついていられるのかどうか。これは
むしろ事務当局に尋ねた方がいいか
も思つて、長官から御答弁願ひれば
なつかうございまして、事務当局から
もつけようですが、大休の法文に見合
う人間の具体的なもので胸のうちに
あるのかどうか、こういうことをざつ
くばらんに参考にお聞きしておきたい
と思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) ちよつと
重役のところ誤解があるといひませ
んから申しておきますが、ただいま初
めは三人ぐらいで始めて、だんだん仕
事が増すとふやすかといふお話でござ
いまして、現業重役としてきちんと報
酬を払つてやつていく重役は初めから
も、ある程度進みましても大休私は
この三人だと思つておられます。そのほ
かのは出資者の重役で、出張旅費はど
うか知りませんが、要するに給与を出
さない重役、そして相談にあずかる
といふのでございまして、私は初めから
何人になりますか知りませんが、六人
か七人、いわゆる仕事を、現業をやら
ない重役も充てていくつもりでおりま
す。

それからどういふふうな人件費の、
初年度からの仕事をやつていくのにつ
いての割合はどうなのか、それにつ
いての仕事の上の見通しはどうかとい
うお尋ねでございますが、これは一つ
の計画案がございまして、事務当局から
一応御説明申し上げます。

○説明員(桑原幸信君) 初年度におき
ましては、ただいま大臣から申し上げ
ましたように、人件費といたしまして
五千四百万円計上してございまして、
その仕事の内容は大休大臣が申されま
したように、総務関係それから経理関
係、技術関係、それに社長といふよう
な構想でいきたいといふことでござ
いまして。

○阿部竹松君 次に御尋ねいたします
が、この開発庁当局からいただいたお
の資料ですね。あらゆるものに三億円
の場合と五億円の場合と両方の参考資
料をいただいております。ですから、
これをわれわれに取捨選択してく
れ、こういうことでいろいろ資料を出
してはいるのですか。きわめて自信が
ないですね。五億円の場合、三億円の場
合といふので資料を両方出す。考えよ
うによつてはまことに親切、丁寧、懇
切をきわめておるといふことになるけ
れども、またわれわれに当委員会です
五億円でやれ、あるいは三億円でやれ
といふことを判断してくれといふこと
で出したのですか。

○説明員(桑原幸信君) その三億円と
いふのは、資本金が御承知の通り三億
円でございますから、三億円でやつた
場合にはこういう数字になる。しかし
ながら、管理費といふものは大体一定

しておられますから、初年度からやはり
二億円借り入れても五億円でやつた方
が会社としては有利であるといふ見地
から、三億円と五億円の両案を出した
わけでありまして。昨日から大臣が申
上げておられますように、会社としては
五億円で出発したい、こういうふう
に考へておられるわけでありまして。

○阿部竹松君 したいはだめです
よ。三億円なら三億円でいきます、こ
れだけの条件でめどがついてござい
ます、そういう答弁でなければ、希望的
観測を入れてわれわれ国会議員が立法
措置を講ずるときにきめることはでき
ませんよ。どちらでいくといふことを
明確に、五億円なら五億円でつこう
です。三億円なら三億円でつこう
です。あなたの御答弁で、としたいなど
といふようなことで一つの新しい法律
をきめるときに、あなたの提案はそれ
でいいかもしれぬけれども、われわれ
国会議員はそういうわけにはいきませ
ん。

○国務大臣(石井光次郎君) 昨日私か
ら申し上げましたように、これはいろ
いろな単位があると思ひますけれども
も、三億円の単位では私は形をなさな
い。最低五億といふことで資本をそこ
まで持つていきたかつたのであります
が、残念ながら今度ではできませんで
したから、借入金でやつていこう、そ
れで五億円で事業計画を立てておられ
ております。資本がそういうものが出
ておきますれば、三億の資本だけで
と、こうなるのだが、五億でした方
がこんな有利だといふ説明の資料に
出したのだと思ひますが、私どもは三
億円でやるという事は考へておりま
せん。

○阿部竹松君 三億でやることを長官が毛頭考えておらなければ——三億円の場合などというあらゆる資料を出しておるのですね、まことにけつこうかもしれませんけれども、そういうことで今までわれわれはそういう法案の審議をしたことはただの一度もございせん。

その次に、これは小さいことで長官に聞くのはちよつとどうかと思ひますけれども、ほかの政府委員で御答弁できなかつたと思ひますので、まけて長官にお尋ねいたします。実は私も商工委員会での前中小企業金融公庫その他の法案を論議したときに、公庫の社長あるいは理事長、こういうものの名前が総裁ということになっておるのです。あるいは国民金融公庫の総裁、別に名前がけしはるかかけしからぬとかでなくて、政府の金を零細企業に貸す銀行であるから、やはり総裁というふうな名前が理事長としたらどうかという議論も出ました。しかし私はその名前にこだわらせんけれども、政府の金を零細企業に貸す銀行の理事長なり総裁なりの給料が、内閣総理大臣岸さんよりもはるかに高いわけです。おそらく石井副総理よりも数万円高いのです。こういうことを聞くのはまことにえげつない質問ですが、大体これは給料を払わぬ重役もあるというところをおつしやいましたが、それともこういう役員に対しては、大体お見通しでけつこうでございませうから、どのくらいお払いになるものか、私は副総理より高い給料は払うことにはあるまいと思ひますが、その点はいかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 給料の問

題は、まだ實際どういふ人になつて、ただかかといふ問題と、仕事の初め、だんだん進んでいく状態もありまして、まだきちんとくめてはおりませんが、給料を出さない重役と申しますのは、これは原則的にやはり出さない、これは申し通りでございまして、これはあるいは益替れにございまして、程度のことにはあるかも知れませんが、それはとても給料というものの変形というふうな程度のもので出さぬものではなかつたと思つております。ただ社長並びに技術、業務、この三人の重役は月給をちゃんと払ひたいと思つております。それで社長がどういふふうな立場の人か、どういふふうにして来てくれるかというふうによつて、これは金額も多少は少しく動くのではないと思ひますが、この仕事の見当からいいますと、大体今までのいろいろな実業界の例等を聞きますと、これはまだ相談してないもので、そこまで言うていかどうかかわりませんが、大体私は十数万円見当の上下ではないかと思ひます。まだ人による問題等もありま

すから、はつきりきめておりません。大体そのくらい見当で考えております。○阿部竹松君 僕は大体この種の会社の社長は、人によつて、石井さんがなればこれは二十万円ぐらいかも知れないし、われわれがなれば十万円ぐらいになる。人によつてきめるというきわめて妥當な御答弁でしたから、十万円内外でございまして、一百万でも十百万内外です。あとで私はそれで言質をとらうとは思ひませんが、とにかく膨大な人件費がかかるものだから心配して、参考までに聞きにくい点を聞いたわけでありませう。最後に、長官時間がないようございませうから、もう一点お伺ひしたいことは、とにかく五億円で開始になるとは、しかし五億円でどうも成功しないといふことになりませう、やはり来年度これは民間資本、これは現在でささいやいや言つておるのですから、民間資本といつてもこれは實際問題として無理だ。そうなりますと、政府融資に、金利の点からいつても年九分な資金ですから、そうなると思ひます。そうしますと、そういう点について大蔵当局とお話がついておるかどうか、その点だけ最後にお尋ねいたします。○國務大臣(石井光次郎君) これは私がこの問題を、予算のとき折衝いたしました際、どうしてもこれは第一期の計画のねらいとしては十億というものは、これはどうしても目標になる。しかし予算のいろいろな関係上やむを得ず政府は二億しか出せない。民間一億にやつてくれといふことであれば、借入金二億をして、そうして出発する。これによつて仕事の状態も一応見当がつくと思ひます。それが、まづ第一期としてどんな形でもつていくかといふ問題について、大蔵大臣も考へておいてもらいたいといふことを言つておきました。私の心持では増資の方も少しやつてもらつて、そして借入金もやるというところで、十億に到達さしていきたい。十億になりませうと、だいたい経営の内容も格好がつくのじゃないか、こういうふうな考へております。

○小幡治和君 大体阿部委員から非常に全般的にわたつて詳しく御質問がありましたので、大体了解いたしましたわけでありませう、もう少しはつきりさしておきたいといふふうな点がありませうので、その点お聞きしたいと思ひます。要するに、今度の株式会社の実際やる仕事といふものは、大筋の方では自分でボーリングを持つてゐるというので、あまりこれに頼らない。そうすると、中小炭鉱といふものを相手にするのだという御答弁であつたわけですが、現在の実際の北海道の事情から見て、そういうものは、少いんじゃないかといふふうな阿部委員の御質問もあつたわけでありませう。そこで疑問に思ひますのは、結局この株式会社といふものは配当といふことも考へておるわけですか。そうすると、その利益といふものも考へなくちゃならぬ。そうすると、一体この株式会社配当するための利益といふものはどこから考へるのかといふことなんです。どういふところから、どういふ利益を考へられるかといふ点をお伺ひたい。

○政府委員(中平榮利君) お説の通り、これは一応営利会社の形をとつておられますので、将来利益配当もしなければいけませんので、その際にどういふ利益が出るかといふ御質問はごもつともだと思ひますが、この会社が営業いたしまして出る利益と申しますと、一つは受託採鉱でございまして、請負でボーリングをいたしまして、一メートル幾らという単価の契約をいたしましてその代金をもらつて、それが一つ。いま一つは、共同採業権を設定いたしました。これは既存の採業権者との組合契約みたいになるわけでありませう、その結果、契約の内容にもよりませうが、うまく当りました場合に、その採業権を処分するといふことによつて利益を得るといふことがございませう。もう一つは、自分で採業権を設定いたしました。それが当れば利益が出る。もちろん欠損も出ることもあるわけでありませうが、そういう場合、それから機械を貸与いたしました。たとえば冬季非常に作業がしにくいとき機械が余つたという場合に、ほかの地域に対して機械を貸して賃賃料をもらつたという場合もございませう。そういうことと利益を得るわけでありませう、一応私どもは見通しをいたしましては、非常にこれは前提条件が多い問題でございませう、見通しは立てにくいのでございませうが、第二年度からも相当、今申し上げましたように増資とか、借入金をやらせまして、資金も充実いたしましてやつていきまして、大体三年目ごろから利益を出し、四年目には今までの欠損、詳しく申し上げますと、お手元に差し上げました資料にありませう、初年度五億の資金で出発いたしました。約二千五百万円の赤字と二年目でもさらに二百六百万円程度の赤字が出るというのを見ておられますが、三年目から大体軌道に乗りますが、三年目から大体利益を出したい。四年目には四千万程度の利益をもちまして、四年目まで今までの赤字を消すというのを目指してございまして、五年目には大体利益の累計で三千五百万円くらいと見ております。そうなりますと、民間出資に對する六分の配当ならでせうのじやないか、多分に希望的な観測でございませう。

すが、そういうふうな見通しでありま

りさしておいていただきたいというこ

契約の際によく取りきめをいたしま

わかりますが、民間からの出資の一億

をいたしておりました、大体このくら

○小幡治和君 今のいろいろな話は非

○政府委員(中平榮利君) おつしやる

○小幡治和君 それから人件費の問題

○国務大臣(石井光次郎君) 第一の民

第二番の社長初めの人事問題でござ

常甘いと思うのですけれども、結局

通り、非常に危険な仕事でございます

話ですが、これは初年度はもつと節

に話したいが、それから、それに関連し

が通りましたら、すぐにでも出発ので

いろいろ仕事をした場合の減価償却と

ので、私たち計画を立てます際も、相

約してもいいだろうし、だんだん仕事

おつて、その社長も腹づもりで内定して

が通つてからでない、人事をはっきり

り入れも相当あるとすれば利子も払わ

他の場合には二〇%の危険引き当てと

す、それは年度計画で、この間もどな

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

なればならぬというふうなことを全

ては、一応十分見てございませう。な

たか聞かれたと思うのですが、その点

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

えられない。たとえばうまくやつて、

尋ねがございませう。それから共同

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

それをどえらく高く売るといふなら

し上げますが、それから共同

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

初めて利益が出てくる。そうじゃなく

場合、当りなければ非常に損ではない

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

ものを出てこないという感じがする。

が、結局資金計画、事業計画を立てま

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

もう一つは、何か当つた場合に、それ

にやります。たとえば石炭の場合八

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

る相手というのには株主です。ここ

六千八百円という単価で計算してい

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

いろいろ御討議もありましたように、結

す。と申しますのは、当る場合もあり

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

局の一億の出資というの、炭鉱を

にやります。たとえば石炭の場合八

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

持つて居る人たちが、そういう人たちが

にはやはり同じ単価で計算いたしま

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

皆株主になるのですから、だから結局

す。と申しますのは、当る場合もあり

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

お前のところでやつてみたら当つた

にやります。たとえば石炭の場合八

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

いうと、その人に売るといふことにな

に、受託でやつた場合と同じ単価で代

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

とそれは高く売れないし、またこれは

してみたわけでございます。これ以外

は法律もできないうちに何事だとい

かと思ひますが、お願ひはいたしてお

でございませう。それから、売却すると

君とかいふような人たちが、北海道を知り、そして直接には北海道には関係のないというような人たちを加えて、そうして現地の人も何人か加えて相談していただく、その顔ぶれは一つ足立さんが適当だと思われる人と寄り合つて話をしていたら、というよりな程度のことです。

それから第三番目の二億の借金をする、それはめどがついておるかというお尋ねでございまして、これはさつきから申しますように、少くも第一期私どもの目標とする十億、その最小限においてスタートする場合において、五億という資金がなければ事業の格好をなさぬということで大蔵大臣とも話し合いました、大蔵大臣と予算を政府出資二億とせよと、あとの二億はおそらくそうなると思ひますが、まだはっきりいたしません、北海道の開発の北海道開発公庫あるいはまたこれに準ずるようなところから二億の出資をしてもらうという事は、大蔵大臣と話し合ひをいたして、その通り確約を得ておるのであります。

○阿部竹松君 石炭局長並びに鉱山局長にお尋ねいたしますが、私の知る限りでは、北海道の、きのう御答弁になつたような、中小企業の鉱区を持つておる人がほとんどないと私は判断するわけですが、ところが大手の方は、これは石炭あるいは金属鉱山を問わず、自分のところの従業員すらボーリングに使わない。というのは、自分のところの従業員は、稼働時間が八時間というようにお互いにきまつておるから、粗夫ですね、これは北海道全部が粗夫を使つて能率を上げておる。そういうことになると、これはやはりこの

種の会社はとにかく粗夫を使つてやるという事はとてついで不可能でしようから、これはとてついでに不可能でしようと同時に、石炭山等に至つてはきつても若干申し上げましたが、とても政府のお考えの通り石炭が需要がふえな、かえつて余つておるような状態です。ですから鉱区を持つておる大手炭鉱は自分のところでやりますと申しておるから、そうすると一体二万メートル掘りますとか、三万メートル掘りますと申つたつて、一体どこへ行って、政府の持つておる国有林の山の中へ行ってやるわけにも参りませんでしようし、一応目安のついたところへ行ってやらなければ、大体どこへ行つてやられるか、通産省の石炭局とか鉱山局は一つの目安があらうかと思ひますから、一体どことどことかがございまして、お出たときに該当するか、それを一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(村田恒君) まず第一の前提になります中小炭鉱は、ほとんど独立の鉱業権を持つておるものは、少い、租賦権者が多いから、従つて共同の鉱業権者となる場合はあり得ないし、またさういふものが相当委託をしていたのではなかなか負担にたえないだらうという点でございまして、その前提となりまして中小炭鉱という、中小と申しますその範囲の問題であるかと存じます。ただいま阿部委員のおっしゃいましたように、きわめて零細な小さいものにつきましてはおおしやる通りだと存じますが、中小と申しても、いわゆる石炭協会に所属してない、あるいは連合会に所属しておる炭鉱というところで考えますと、相当大手と十分に匹敵し得るようなものが中小炭鉱

というカテゴリーの中に言われておるわけでありまして。これらにつきましても、相当程度、もしこの会社のボーリングの単価というものが、ほかの一般のコーンシヤルのボーリング会社の単価と比較して合理的なものである限り、それに対する発注というものは行われる可能性があるかと申し上げられると存じます。

それから第二にどういふ地域を考へているかという問題でございまして、あくまで今日の出炭の重点というものを原料炭というふうに考へますので、これはやはり石狩炭田、いま一つは最近きわめて大きな発展をしております、原料炭のみではございせんが、釧路炭田の開発、さういふものに対して今後の大規模な開発計画が進められると存じます。短期的に見ますと、確かに現在は府炭というものが増加しております。この府炭増加というものをどういふふう処理していくかという事は、短期的な問題としては研究問題でございせんが、それとも、そもそもの北海道に對します本来的な将来の大きな開発計画というものを考へます場合、さらにそれに関連して日本の総合的なエネルギー対策の一環として国内炭の増産をはかつていくという観点から申しますと、当面の問題と雖もして相当程度この種の会社の活躍し得る余地が相当あるというふうに申し上げていいのではないかと存じます。

○政府委員(福井政男君) 石炭以外の金属、非金属等の鉱産物につきましては、簡単に申し上げますと、北海道は、私から申し上げるまでもなく、各種の鉱物が産出されるわけでございますが、将来の需給関係でありますとか、ある

いは賦存鉱量でございせんか、あるいは賦存量を、あるいはまた、探査の効果でありますとか、さういふ点を勘案いたしました、私どもの方といたしましては、重要鉱種といたしまして、八種類くらいは、本件につきまして特に重要視いたしております。それを申し上げますと、水銀でございせん。それからマンガン、鉄、砂鉄、石綿、銅、鉛、亜鉛、さういふたようなものが非常に重要な鉱種でございまして、そのほかにも黒鉛でございせんか、クロームでございせんか、ニッケルでございせんか、さういふようなものがございせん。さういふ鉱種につきましては、御承知のように、一般的な鉱物の賦存状況につきましては、地下資源の調査書もございせんので、さういふ鉱床の状況になつておるかという事はわかつておるわけでございます。また、私どもの方の従来の研究結果でも、今申し上げました鉱種については、大体さういふ鉱物がさういふ地区にあるという見当は、おおよそそのところはついておりますので、さういふところについては、この仕事の重点を向けていきたいと、かように考へております。

○阿部竹松君 両局長の御答弁で、僕は満足しないのです。もう少し具体的に御答へ願ひたいのです。さういふことは、空知炭田とか、釧路炭田とか、白糠炭田とおっしゃいましたが、石炭局長は、これは全部、中小の炭鉱の持つておる鉱区なんでしょう。おそれなくそこに書類を持つてきておられると思ひますが、あれば、お目にかかりたい。空知炭田であれば、三井、三菱、北海道炭礦汽船株式会社という大企業

が持つておる。白糠炭田しかりです。それから今、福井局長が御答弁になつたけれども、メタル山の方でも、日本鉱業とか、住友鉱業とか、三菱金属、さういふところばかりが持つておるのです。そして、これらの会社は全部本法案に賛成しておらぬ。ほんとうは経営者は、政府が金を一円出すといつたつて、ばくりと食ひついてきます。政府の金を使うのに、なぜ、そんなに経営者が反対しなければならぬのかという事を考へれば、きわめて、これはもう成功しないということをお断言しては行かぬ。彼らは、さういふときに、これはどこで一体ボーリングをおろす、その箇所、空知炭田とか、白糠炭田とか、どこかへ持つていつてやるか、話はこれからさういふが、さういふところはあります。おそれなく拒否権を發動してしまふ。どこへいつてやるのですか。抽象的な、具体的に、住友であつたら鶴の舞鉱山をやりますとか、あるいは日本鉱業であれば上の田をやりますとか、金鉱山であれば、さういふようなことを具体的に御教へ願ひたい、ただ空知炭田なんていつたつて、空知炭田を持つておるのには大手ばかりですから、頼みに来ませんよ。

○政府委員(村田恒君) 具体的なお考へは、あるいは開発庁の方から申し上げた方が妥当じゃないかと存じます。参考までに、私の通産省としての考へ方を申し上げますが、御承知のように、三十二年度の上期におきまして、北海道の出炭の比率を見ますと、大手炭鉱が七七%に對しまして、中小炭鉱の出炭の比率は二三%になつてお

せん。それから具体的にどういうところをやつていくかという事は、これは、この会社がスタートいたしましたし、それぞれ責任者の方がおきまりになり、その責任者の方がどれだけの熱意と、どれだけの能力を持つておやりになるかということに、一にそこにかかつていくのではないかと考えられますが、根本は先ほど申し上げましたように、たとえは利根ボーリングと比較いたした場合には、この会社のボーリングを使った方が有利であるということであれば、これは一つのコマースナル・ベースの観点から、ある程度の発注量というものは、これに見られるというふうに申し上げていいのではないかと存じます。それから、いま一つは、たまたま私も今度は、国会の方で合理化法の改正法案を通していただきましたが、さらにそれに関連いたしまして、四千万円の総合炭田開発の予算をちようだいいたしましたわけでござります。これに基づきまして、政府といたしましては、重点的に開発地域を指定して、その開発地域を指定した中における、まず基本的な将来の増産計画を立て、その増産計画に基づいて、その各指定地域内に鉱区を持つておられます業者が、具体的な事業計画の届出をやつて、その事業計画に対して不満がある場合には、通産大臣は変更を命ずることがあります。また、総合的な開発をやりやすために必要がある場合には、鉱区調整を通産大臣が決定することができるといふところで、今度の国会で通していただいたわけでありすが、それらの、まず、先山みいたに、そういう政府の施策というものが重点的に、ある地域を指定して進ん

で参りますのに関連して、これに追っかけて、この会社のボーリング能力というものが活用されていく余地が相当出てくるというふうに申し上げていいのではないかと存じます。

○阿部竹松君 七七%対二三%ですか、それは出炭量でござります。ですから、これでもつて鉱区ははかり知ることができないのです。みな租鉱権をやつていきますから、これを標準にして、大手が七七、あと二三が中小などと計算されたら、てんで大間違いなんです。中小炭鉱の鉱区なんか、北海道の一番樺太のそばの宗谷炭田に若干あるくらいで、僕は、そういうパーセンテージは、これは石炭局長の誤りではないかと思ふ。これをもつて、直ちに鉱区の分布図であり、鉱区のそれぞれパーセンテージと判断されるのは、誤まりじゃござりませんか。

○政府委員(村田恒吉) 仰せの通り、単なる出炭量だけをもつてその鉱区の分布図である、鉱区の分布図をそれが表わしておるということは、誤まりであるかと存じます。ただ、先ほど申し上げましたように、中小と申しました工業というものは決して中小ではござりませんで、相当程度の広い鉱区を持つておるわけでありまして、これらのようなものは、政府として、単なる非常に小さい意味においての中小炭鉱という概念には当てはまらないといふふうな意味において申し上げたわけでありまして。

○阿部竹松君 開発当局にお尋ねしますが、今の趣旨で、どこも頼みに来なければ、どうなりますか。

○政府委員(中平榮利君) 結局、この会社は、自主探鉱という場合の、自営の探鉱も、もちろんいたしますけれども、受託探鉱に重点を置いた方が、経営の規模、基礎を安定させるために必要であると考えておられますが、結局、受託探鉱といへば、相手のあることとござりますから、自分で勝手にきめるわけには参りませんので、ただ、私ども、比較的樂觀しておられますのは、現在こういう法案を作成しておるという話を聞かれました、私はぜひ掘つてみたいというように、もうすでに話をしてこられた向きもあつたりいたして、その他、各方面の方々の御意見を聞いてみましても、相当申し込みがあるというふうな考へておる次第でござります。これは、もちろん、希望的観測でござりますけれども、仕事がないと困るというふうなことは立ち至らないかと考えられます。

○阿部竹松君 それは一つや二つはあつて、あるけれども、申し込んだけれど、この山の名前を言つていただきましようか。僕は、あらゆる、こういう経営者の諸君だつて、全部聞いてみたのだが、この種の事業が成功するやいなや、特にボーリング会社さんにお会いして聞いてみたところが、どうもうまくない。頼んだらとんでもないことになり。しかし、資力のないようなものは頼みに来るでしようけれども、それは借金の回収ができなくなるという心配があるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(中平榮利君) 申し込まれました会社の名前を今ここで申し上げることは、御容赦願ひたいと思ひますが、決して、うそを言つておるわけじゃござりませんので、名前は御容赦願ひます。

○阿部竹松君 名前を聞くのは、御容赦願ひませんが、とにかくどういふ炭鉱から頼まれても、当然ボーリング代をもらわなければなりません。ボーリング代がもらえぬと、おそらく頼みに来るようなところは、ボーリング代は自分私わなくてもよろしいといふところが頼みに来ると思ふのですが、それは当然ボーリング代をどどん払わなければならぬといふところであらば、自分でも使つて安くやる、これは経営の常道です。僕らに言わせれば、経営者はむちゃくちゃだと思つておるのですが、資本主義社会はそんなまやかしいものではないと思つておられますから、そうしますと、あなたの方でボーリング代に二億円、民間から一億円と、合計三億円といふ話ですね。石井さんの話ですと、もう二億円持つてきて、五億円ですといふ話なのですが、中谷博士が言つたように、最後に国会人はあきめくらだとわれわれまでそばづえを食つておられることになる。こういうことについて自信があるのですか。

○政府委員(中平榮利君) 結局相手方が支払つてくれなければ、もちろん企業として成り立たないわけにござりますから、契約いたします際には十分会社側には注意させますし、なお私たちが監督者の立場といたしまして、契約そのものを一々口を入れるわけにはござりませんが、よくそのことは会社の理事者にも話をしまして、御非

難を受けることのないようにいたしたいと思ひます。それともう一つ申し上げますのは、きのうもあつと申しましたように、この会社は慈善事業ではありませんので、まるで支払い能力がないと初めからはつきりわかつておられます場合には、どのように申し込んできましたか、少くとも請負契約でやるという事はさせないつもりでおります。その点は十分気をつけたいと思ひます。

○阿部竹松君 共同経営と請負契約と二本立でやつて、その中身はきのう承りました。しかし半分損するか、全部損するかというだけの差であつて、御承知の通り、石炭鉱業はボーリングして、単に当つただけでそう石炭が出るわけではござりません。ですから、そこで石油資源開発株式会社等は十本のうち三本当れば、四インチ管を使つて、四インチ管を十インチ管にかえていけば、次の日から油が出る。石炭の方はボーリングしてみても石炭が出るまで七、八年かかる。これは独自でボーリングを借りて、八百メートルから九百メートルも掘つてやるだけではとうてい不可能なです。そうしてあなたのおつしやることは、そこで七年も八年も開発公庫から金を借りて石炭を掘るといふ仕組みですから、年々あなたの方が五億円ずつ出して、それまで政府が持ちこたえてくれればいけれども、それまでに挫折すると、今まで八百億円出したと同じように、八百五億となつて、北海道開発は何をやつてゐるのかといふことになる。北海道島民のためにやるとか、北海道開発のためにやるとか、美名に隠れて、そ

うしてやることは全くゼロになるとい

ることなのです。こういうことになるのですが、そういう御心配はございせんか。

○政府委員(中平榮利君) 代金の回収は、たとえ相手に払う意思があり、能力がありましても、非常におくられるというところは覚悟するわけですが、この計画でも三年ないし五年の年賦の支払いということは考えておりますが、お説のようにもつと支払いが長引くことはそれは考えられます。ただ代金の回収がおくれるために、この会社を立ていけなくなるというところは、これはもちろんさせないつもりでございます。せつかく政府出資をいたしましたところ、たまたま会社を作る、しかも必要があるために作った会社でありますから、この会社の助成のためには、十分われわれとしても努める義務があるわけであるのでありまして、問題は資金という点になるかと思ひます。資金の点につきましては、先ほど長官もおっしゃいましたように、十分考へるといふ方針でございますので、この会社は絶対より立てていきたいと考えております。

○阿部竹松君 あなたのお話を承ると、きわめてその樂觀論なわけですね。しかし現実にはそれを見てみた者からしてみれば、どうもあなたのお説の通りにはいかぬような気がする。しかし、あなたのお説の通りいってしましても、代金の回収が七年も八年もかかれば、人件費でも七年、八年の間に五億も六億も使うことになりましょ。出発当初でさえ五千四百万円もかかるのですから、七年も八年もかかっている間に、金利をかければ、人件費だけでも四億も五億も使うことになる。そうする

と、当然うまくいかなくなるという結論になりませんか。

○政府委員(中平榮利君) その点は、代金が払われなければ金が詰まることはやむを得ないのでありますが、人件費に食われて会社がつぶれるというほど深刻に私は考えていないのでございまして、まあ五千四百万とおっしゃったけれども、五千四百万でございますけれども、五千四百万の人員費が、少くともそれ以上の人員費が毎年かかるというところは、非常に大きいように受け取られるかもしれませんが、五、四十万の人員費は、五十五名となっておりまして、五十五人程度の人間はどうしても必要じゃないだろうかというように考へております。御非難になるような点が起らないようには十分気をつけたいと思ひます。

○阿部竹松君 そうしますと、大体ここに出示しておる資料は、全部今までの各ボーリング会社あるいはその個人会社の経営しておりますボーリングの数字を出した、こういうことですね。

○政府委員(中平榮利君) お手元に差し上げました資料で単価百十五万となつておりますが、これはボーリング会社の資料をとつたものではありませんが、大体政府出資の会社で最も似た業態にあります石油資源など参考といたしまして、はじき出してみた数字であります。この人件費の百十五万と申しますのは、給料だけではございせんので、人に伴う事務費、役所等を含めずと斤費、そういうものも全部含めた数字でございます。一人当り年間百

十五万の給料を払うというのではありません。

○阿部竹松君 御明確なる答弁でよくわかりました。最後に、一体どこらあたりをやるかということをお伺いします。あなたの方では計画を立てて五億円も使いますから、大体どこらあたりをやってみよ、炭田でも、鉱山でも、どこらあたりをやるかとするのか。まさか全然今まで見当もつかぬところへ行つて、ぼつりぼつりとボーリングをおろすのではないでしよう。今までの会社がやつて、この辺でどうかというよりなところをやるのでしようから、一体どの辺あたりにボーリングをおろすのですか。

○政府委員(中平榮利君) このボーリングをやります箇所は、結局会社が発足したとして、会社の理事者と、申込者といひますか、いわゆる鉱業者との申し込みの結果によつてきめるわけでございますから、どこどこをやれというふうにはわれわれ考へておるわけじゃございませんが、比較的未開発地域の多い日高地方とかあるいは知床、積丹、そういうあたり調査の進まないところ、そういうところが見込みがあるのじゃないかと考へております。

○阿部竹松君 日高なんかあまりないのです。あなたは日高地方でやると言つても、日高の方は石油が出るといつて調べても、これを見ると石油を除くといふのですから、まさかあなた石油資源株式会社と競争してやるのじゃないでしよう。この法律は石油はやらぬことになっておりますから、ただ私が聞くのは、どこでやるのかというのには想定があると思ふので

す。この法律を作つて、金をもらつてから、その後いかがでしようかと御注文をとつて歩くのではなくて、北海道には大体この地方にいろいろ鉱区が埋没してると、北海道にはいろいろ地方に大体いろいろ鉱物なり、いろいろものが埋没してあるという見当がついたもので、これこれの金を投じていろいろものをやつていきたいということにならなければ、これはうまくないと思ふ。あなたのおつしやるように、日高へ行つてやつたつて、出るものは石灰石ぐらいで、何にもならぬですね。

○政府委員(福井政男君) 石灰以外の鉱産物につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもの方では北海道で賦存いたしております鉱種につきましては、将来の需給見通しなりの探査の効果という点から見まして、八鉱種ほど先ほど申し上げましたように考へておりますが、そのそれぞれの鉱種につきまして、この鉱物については大体この地区である、たとえば水銀で申しますと北見の地域一帯でありますとか、あるいは砂鉄につきましてはどの辺であるとか、あるいは石綿についてはどの辺であるという見当はつけてございまして。

○政府委員(村田恒君) 石灰につきましては、この会社がどの程度北海道におきましてこれからやりますボーリングを受け持つていただけるかどうかは、先ほど開発庁の方からお話のございましたように、今後の問題であるかと存じますが、三十三年度におきまして、北海道の全体としてボーリングを打ちます数は九十七本と考へております。このボーリングを打ちます中で、大手

と中小の比率は大体七〇対三〇、こういうふうな考へてございまして。

なお、それから先の一つの推定でございますが、三十四年度には同じく九十七本、三十五年度は百二本、三十六年度は百七本、三十七年度は百十二本、これだけのボーリングだけは北海道へ打つていこうというふうな考へております。

それで地域といたしましては、われわれどもの通産省の考へております総合炭田開発の重点的な地域といたしまして、とりあえず、釧路地域の、今まではこれは特に関連産業施設の整備が立ちあつておる、関連産業施設の整備を行うことによつてきわめて計画的な合理的な出炭が可能であらうという所、並びに鉱区調整等の措置がきわめて有効に働いておるという地域として、本年度釧路地域を考へておりますが、それらの地域につきましては大体釧路の東部、中部、西部、北部と分けまして、これはもちろん会社といたしましては宇部興産、三菱、雄別、ラサ工業、共同、日鉄、日炭、住友という工業に大手が大部分を占めております。やや中間的なものとしてラサ工業があるわけでございますが、これらの地域に對しまして重点的にやるわけでございますが、この場合に開発庁の方のこの会社がどの程度この事業計画の中で、具体的な注文をとつておやりになられるかというところは、何回も申し上げましたように、あくまでこれが一般の市価よりも勉強して、ボーリングを打つていただくということでない、なかなか受託というものは、そういうことによつて受託というものは可能

になつていくというふうに考えておられます。

○阿部竹松君 私は、北海道開発のためこの種の仕事をすることは、非常に賛成な一人でありますけれども、しかし内容が内容でございましてから心配のあまりいろいろとお尋ねいたしました。しかし説明された開発庁の監理官は大蔵省出身だそうでありまして、従つてこれ以上御質問申し上げてもこれは答弁される方が無理でなくして、聞く方が無理であるというように判断しますので質問を打ち切ります。

○委員長(近藤信一君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕
○委員長(近藤信一君) 速記起して。他に御発言もなければ、これにて質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。それでは午後は、一時半に再開することになりました。暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩
午後二時八分開会
○委員長(近藤信一君) これより委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。野瀬勝君が辞任、その補欠として岡三郎君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(吉田萬次君) ただいま議題となりました核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨年五月第二十六国会において成立し、昨年十二月九日以來施行いたしております核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律におきましては、核燃料物質の利用が平和の目的に限られ、かつ、計画的に行われることを確保し、あわせて災害を防止することを目的として、すべての核燃料物質の使用について許可を必要としておりますことは御存じの通りであります。さて、現在核燃料物質であるウラン化合物がすでにナトリウム分析、亜鉛分析等の試薬として用いられておりますが、その大部分は微量使用であつて、その使用が核燃料物質の計画的利用に影響を及ぼすこともなく、通常放射線障害の発生することもなく、さらにもまた平和目的の使用されるおそれもないのであります。従いまして、核燃料物質のうちでも、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン二三三等のいわゆる特殊核物質は別として、その他のものについては、微量の使用にまで許可を要件としたし、理由はなく、むしろ行政事務上繁雑で完璧な規制も期しがたいと考えられるのであります。そこで、核燃料物質の種類ごとに放射線障害が発生するおそれのない量を政令で定め、これ以下の使用につきましては規制をしないこととし、第五十二条第一項に一号加えることとしたし

次に第五十三条は核燃料物質の使用許可の基準を定めておりますが、その第二号は、「その許可をすることによつて原子力の研究、開発又は利用が促進されること明らかであること」を許可の要件としたしております。しかしながら、前述いたしましたように、核燃料物質は原子力の研究、開発、利用以外の目的にも使用されておられます。原子力の研究、開発、利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合には、使用の許可をして核燃料物質の使用に伴う放射線障害の防止の規制に従わしめるのが妥当であります。そこで、かかる場合に許可ができるよう同号を改める必要があります。

最後に、一定種類かつ微量の核燃料物質の譲渡譲受の制限につきまして、これは、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び核燃料物質の使用について許可を受けた者から直接に一定種類かつ微量の核燃料物質を譲り受けること、またその譲り受けた核燃料物質を前述の原子燃料公社等に譲り渡すことの二つの譲渡譲受ができるように規制を緩和すること、第五十二条に第五号を設ける趣旨に合致すると考えられます。よつて第六十一条に一号を加えることとしたのであります。

以上、この法律案の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(近藤信一君) 以上で提案理由の説明は終了しました。引き続き、本案の内容について説明をお願いします。

○政府委員(佐々木義武君) 私から本案の内容、要点を御説明申し上げます。

お手元に、本改正法律案要綱がございまして、それに従ひまして御説明申し上げます。

一番初めは、「一定種類、かつ、微量のもの」は、核燃料物質といえども、その使用に際して許可を受けないでも使用し得るというふうにして直したいということでございます。これはどういふことかと申しますと、大体無慮五千件くらいあるのですが、ごくわずかのウラン二三五、純分にいたしまして一グラム未満のわずかの量を使ひまして、いろいろな分析等の試薬にも使つておるわけでございますが、これまでも、全部許可いたすということになりまして大へんございまして、別に、これが戦時に利用されるとか、あるいは健康に害があるとかいふものではないと申します。この際、許可なしでも使えるようにいたしたいということ、一定種類と申しますのは、大体、濃縮ウランといったようなものが、天然ウランあるいはトリウム、そのほか、許可なしに使用し得るようになったらどうか。それから微量と申しますのは、大体、ただいまの一件当りの平均を見ますと、一グラム未満でございます。それよりところ辺を見たいので、それ以下は使つてよろしいということにいたしたいというふうな考えでございます。

第二点の、許可基準を改めて、原子力の研究、開発利用以外の用に供する場合でも使用を許可できるようにしたい、これはどういふ意味かと申します

と、ただいまの法律では、その許可申請をしてきた場合に、原子力の研究、開発利用以外に使用するには許可すはいかぬということになつております。これは、非常に不便でございます。これは実際は原子力研究所と申しますか、核転換に伴う平和利用そのものではなく、ウランはウランであります。この化学的な特性を利用するといふ意味でございますので、決して核転換に伴う本来の意味の原子力の利用といふ意味ではございせんので、そういう場合でも許可を受けて使用できるといふふうにしていただきたいので、この第二項の改正をいたしたわけであり

第三点は、譲渡及び譲受の制限に關しまして、その制限を若干緩和したい。ただいまの法律では、許可を受けた者以外にはウランの流通は禁止されております。そういうことと、非常に、先ほど申しましたようなことで不便でございますので、一定種類の微量のものに限つては、許可を受けた者から譲受または許可を受けた者に対して譲渡ということが、許可なしにやれるというふうにしていただいております。その間、どこにどれほどいつてゐるかというのを明確にするために、実際に燃料公社等がどこへ売つたか、はつきり明示できるようにいたしまして、許可に際して条件をつけまして、そうしてどこにどれほどいつてゐるかというのを常に明確にできるようにいたしたいと思つております。

以上が簡単でございますが、この法律を改正したいという趣旨でございます。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) それでは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(近藤信一君) 以上で内容の説明は終わりました。速記をとめて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。これより本案の質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言願います。

○阿部竹松君 内容については質問ないわけですが、一点だけ佐々木さんにお伺いしますが、あなたにしかつめらしく説明していただいたのですが、昨年の国会においてやるべき筋合いのものであったと私は判断するわけですが、しかつめらしく濃縮ウランなどということはあるけれども、昨年と本年との情勢が全然変わっておりません。従つて、当然あなたがこの提案をなされたときに、次官は当時御存じないかもしれないけれども、あなた方のミスであるというふうに私は判断するわけですか。その点いかがですか。

○政府委員(佐々木義武君) まことに面目次第もない話でございますが、お説の通りでございます。去年法律を作る際に当然これは予想してやるべきはずのところ、実情がよくわからなかつたものでございまして、こういうふうなことになつた次第でございます。

○樺繁夫君 これは、譲渡、譲受をすることのできる者は、有資格者として別に定めることになっておりますか。それから、背酸力でも腫脹薬でも、薬屋で、一定量をこすという人と人命に影響があるのでありますが、譲渡したり譲受を受けたりする者が、ちゃんと定めるところによつて明らかでないけれども、工業用に使うべきは背酸力も飲んで死ぬ者があつたり、一

定置しか飲まないはずの腫脹薬を飲み過ぎて人命に損壊がしばしば起つてい

るのですが、そういうことの心配は一体どういふふうに制限をされるおつもりであるか、この二点、お伺いいたします。

○政府委員(佐々木義武君) 第一点に關しましては、許可をするに際しましては、もちろん資格を厳重に法に従ひまして検査した結果、許可をいたします。

それから第二点の有資格無資格という問題でございますが、これはもちろん有害のものは許可いたしません。許可と申しますか、自由に使うようにはいたしません。一定量と申しますのはごく微量でございます。それに關しましては何ら健康上に対しても危険はなし、あるいはそれを平和目的以外に使うといつても使えない程度の微量でございますので、そういう心配はなかりうというふうなつもりであります。

○樺繁夫君 これは、今資料をいたしたばかりで十分拝見してございせんのでお尋ねをするわけですが、微量、微量という言葉が多く出てくるのですが、微量と多量のなにはどこできめてあるのですか。

○政府委員(佐々木義武君) 大体微量と申しますのは、ただいまの現状の実例から申しますと、一グラム未満程度が平均でございますので、大体ウラン二三五、純分に換算いたしました一グラム未満程度を目安にいたすつもりでございます。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければこれにて討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより採決いたします。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(近藤信一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長の口頭報告等、諸般の手續は、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さより決定いたしました。次に、本法案を可とされた方は、順次、御署名願います。

- 多敷意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 青柳 秀夫 | 高橋進太郎 |
| 高橋 衛 | 小幡 治和 |
| 小澤久太郎 | 三木與吉郎 |
| 阿部 竹松 | 椿 繁夫 |
| 小西 英雄 | |

○委員長(近藤信一君) 次に、北海道地下資源開発株式会社法案を議題といたします。これより本案に対する討論を行います。御意見のある方は、賛否を明らかに

にしてお述べを願います。なお、付帯決議の御意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、本法案に次の付帯決議を付して賛成をいたします。まず、付帯決議の案を朗読いたします。

北海道地下資源開発株式会社法案に關する付帯決議
政府は、本法の施行に当り、特に次の諸点を配慮すべきである。
一、会社の機構は簡素のものとする
こと。
二、資金の効率的な使用を図ること。
三、年次の事業計画を具体的に策定し強力に推進すること。

この北海道地下資源開発株式会社法案は、わが国の宝庫であります。北海道の資源を開発する非常に重要な使命を持つ会社でございますが、今までの質疑の間にもございまして、これを開発する目的はまことにけっこうでありま

りますけれども、実際問題としてはいふん困難なことが多いように思われるのでありますので、ただいま朗読をいたしました付帯決議を付するようになつたのでございまして、その理由を簡単に申し上げます。

新しい会社でありますから、一定の陣容は必要だと思ひますけれども、この会社の目的は結局ボーリングをするという、割合に簡單なる事業でございますから、この機構、組織等は極力簡素にされたらいい。

第二としては、読んで字の通りでございますが、普通の会社と異なりまして、国費が中心になつておるような關係上、特に資金のむだのないように極力効果を上げ節約をされていきたい。

第三としては、初めて始まる事業であります。相当地難はありましても、一定の事業計画を立てられまして、その具体的な目標に向つて事業を進めて成績を上げるようにしていきたいと思います。かような意味においてこの付帯決議を付したわけであります。

なお、繰り返して申し上げますが、北海道におきましてはすでに石油資源は他の会社において推進されておりますし、石炭その他の地下資源の豊富であることはわかつておられますけれども、しかし、これをいかに開発していくかというところはなかなか言うべくしてむずかしいことと思ひます。

しかしそれでありまして、これで足りなければ、さらに多額の国費その他を投することはわれわれとしてもむしろそれをなすべきと思ひますのでありますけれども、しかし、事業が成績が上がるかどうかという点について十分なる確信を得ないような状況でございます。

ので、どうかこれを特にこういう会社を作られて進む以上、極力成績の上りましますように、社長その他の人選におかれても留意せられるとともに、これを監督指導される政府におかれましては、十分気をつけて一つ会社の発展に骨を折つていただきたい、かような要望を強く御当局に申し上げまして、本案に賛成をいたします。

○阿部竹松君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま青柳委員提案の付帯決議並びに本法にたいだいまから申し上げる二、三点の要望を希望意見として申し上げて賛成したいと思ひるのであります。

第一点は、青柳委員ただいま御説明になりました付帯決議の第三項目に

ごいまする予算、具体的計画、こうい
うものについて、本年は出発当初で
ごいまするから若干漏れた点がござ
いまして、明年度から資金繰り計画を
明瞭にして仕事をやっていたらいい。
第二点は、本社が東京という原案を
衆議院において札幌というように修正
されたわけでありまして。しかし、私
どもの考え方としては、本社の
首脳部の行方事業といたしましては、
機械の購入とか、資金繰りとか、監督
官庁と折衝あるいは鉱区を持つておる
それぞれの会社、個人、こういうもの
との折衝が主でございまして、北海道
は一事業所にすぎないというように判
断されるわけにございまして、から、や
はり原案の方がよろしいのではなかつ
たか、それにつきましては、衆議院の
委員会において開発庁の説明された方
の努力もわからないわけではございま
せんけれども、十分でなかつたのでは
ないかと、この点も考えられます。こ
で、明年度におきましては、修正され
た点を十分衆議院と話し合つていただ
きたいという点を第二点として申し上げ
るわけでありまして。

第三点といたしましては、本年度
は五億で出発するのでございまして
が、明年度、明後年度の金額その他に
ついては明確でございませぬ。北海道
で現在、例をあげてみますと、日本銀
業あるいは三菱鉱業等、政府の現在出
されておる御計画を上回つたボーリ
ング会社がたかくございまして。従つて
こういう会社と当然競争というこ
なるだろうと判断されるわけですが、
十分注意してやっていたかかなけれ
ば、今まで開発庁が八百数十億の金を
北海道に投じて、きのうも質問の過程で
申し上げました北大の中谷博士から、
何ら効果を上げておらないではないか
という非難が出る状態では困りますの
で、その点も十分注意していただきた
い、以上要望申し上げて、北海道は非
常に開発がおかれておるところでござ
いますから、内容は若干無理だと思
うわけにございまして、けれども、意
あるところを了といたしまして賛成す
るものでございまして。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言も
なければ、これにて討論は終局したも
のと認めて御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認め、これより採決いたします。
北海道地下資源開発株式会社法案を
問題に供します。本案を衆議院送付の
原案通り可決することに賛成の方の挙
手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(近藤信一君) 全会一致でご
ざいます。よつて本案は、全会一致を
もつて、原案通り可決すべきものと決
定いたしました。
次に、討論中に述べられました青柳
君提出の付帯決議案を議題といたしま
す。青柳君提出の付帯決議案を、本委
員会の決議とすることに賛成の方の挙
手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(近藤信一君) 全会一致と認
めます。よつて青柳君提出の付帯決議
案は、全会一致をもって、本委員会の
決議とすることに決定いたしました。
次に、委員長の口頭報告等、諸般の
手続は、慣例により、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ござい
ませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。
次に、本案を可とされた方は、順次、
御署名願います。
多数意見者署名
青柳 秀夫 高橋進太郎
高橋 衛 小輪 治和
小澤久太郎 三木與吉郎
阿部 竹松 椿 繁夫
小西 英雄
○委員長(近藤信一君) この際、ただ
いま可決されました付帯決議につ
いて、池田事務次官から所信の表明を願
います。
○説明員(池田一男君) ただいま付帯
決議を拜聴いたしました。十分本会社
の運営に当りましては、この御決議に沿
うように努力する所存でございまして。
なお、討論の中にもございましては、
うに、それらについても慎重に考慮を
払ひまして、会社の運営の万全を期す
るよう努力したいと思つておりま
す。どうもありがとうございます。
○委員長(近藤信一君) それでは、本
日は、これにて散会いたします。
午後二時三十分散会

〔参照〕
請願審査に関する小委員会において
「議院の決議に付し、内閣に送付する
を要するもの」と決定した請願
外国無煙炭輸入制限等に関する請
願(第六一七号)
石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願
(第六三四号)
東北開発事業費国庫補助増額等に
関する請願(第一五二号)
九州地方開発推進に関する請願
(第二一一号)
昭和三十二年度東北開発促進計画
に関する請願(第四五六号)(第
八三五号)
東北開発促進法の一部改正に関す
る請願(第九五七号)
四国地方開発に関する特別法制定
の請願(第一二二三号)
福島県南会津東部の特定開発地域
指定に関する請願(第一八二二号)
東北地方の家具工業を東北開発公
庫の融資対象事業とするの請願
(第一四二五号)(第六七二号)
信用補完制度の拡充に関する請願
(第二八一号)(第六一六号)
福島県に中小企業金融公庫支店設
置の請願(第三六六号)
小売市場規制法の制定に関する
請願(第五六七号)(第五七五
号)(第六〇〇号)(第六三五号)
熊本市に中小企業金融公庫支店設
置の請願(第六一五号)
中小企業技術指導機関強化に対す
る国庫補助の請願(第六六八号)
日中貿易振興等に関する請願(第
一九三三号)
日中貿易協定締結促進に関する請
願(第三八二二号)(第四七七号)
(第四八五号)
日中貿易促進に関する請願(第五
一七号)
熊野川電源開発促進に関する請願
(第一九二二号)
東北電力株式会社の電気料金暫定
措置延長に関する請願(第一六二
五号)
工業技術院産業工芸試験所東北支
所の拡充強化に関する請願(第一
四三三号)(第六七三三号)
水調査事業委託費増額等に関する
請願(第一九二二号)

特許出願に対する審査期間の法制
化の請願(第一七〇〇号)
四月二十三日本委員会に左の案件を付
託された。
一、核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に関する法律の一部を
改正する法律案(予備審査のため
の付託は四月十六日)
四月二十三日本委員会に左の案件を付
託された。
第一八二二二号 昭和三十二年四月十
六日受理
福島県南会津東部の特定開発地域指
定に関する請願
請願者 福島県議会議長 河原
田盛雄
紹介議員 松平 勇雄君
福島県南会津郡の東部は全地域六万八
千町歩の広大な地域であるにもかかわ
らず、農耕地は二千五百町歩という現況
で、本県耕地率十三パーセントに比しわ
ずかに三・七パーセントの低位にあり、
特に地域内には三千二百戸の農家戸数
があるが、その経営はまことに不安定な
状態にある。しかし本地域内には約一
万町歩の未開発地と要土地改良区があ
り、本県内における最も開発効果のあ
る地域で、大川、加藤谷川、水無川等の
諸河川流域の沖積地帯に属し、水源資
と地質等の調査にあつては相当高度
の技術が必要であるから、政府は開発
事業要綱に基き特定地域としてすみや
かに指定の上、国家投資によつて開発
せられたいとの請願。

昭和三十三年五月七日印刷

昭和三十三年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局